

第三十回国会 衆議院 外務委員会内閣委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十四年三月十一日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

外務委員会

委員長 櫻内 義雄君

理事 宇都宮徳馬君 理事 佐々木盛雄君

理事 床次 徳二君 理事 松本 七郎君

北澤 直吉君 小林 絹治君

椎熊 三郎君 野田 武夫君

福家 俊一君 福田 篤泰君

森下 國雄君 山村新治郎君

大西 正道君 高田 富之君

内閣委員会

委員長 内海 安吉君

理事 岡崎 英城君 理事 前田 正男君

理事 受田 新吉君 理事 木原津興志君

今松 治郎君 植木庚子郎君

小金 義昭君 綱網 彌三君

始関 伊平君 田中 龍夫君

田村 元君 橋本 正之君

保科善四郎君 石山 權作君

出席 外務大臣 藤山愛一郎君

出席 政府委員 竹内 俊吉君

外務事務官 内田 藤雄君

(大臣官房長)

外務事務官 吉田 健三君

(大臣官房會計課長)

外務事務官 森 治樹君

(アメリカ局長)

委員外の出席者 佐藤 敏人君

外務委員会専門員 安倍 三郎君

内閣委員会専門員

本日の会議に付した案件
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

〔櫻内外務委員長委員席に着く〕
○櫻内委員長 これより外務委員会、内閣委員会連合審査会を開会いたします。

私が案件の付託を受けました委員会の委員長でありますので、連合審査会の委員長の職務を行いますから御了承下さい。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題として審査を行います。まず政府側より提案理由の説明を聴取いたします。竹内外務政務次官。

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。
3 経済局に経済協力部を置く。

第八条第一項第四号中「経済協力」の下に「技術協力を含む。以下同じ。」を加える。

第十条第四号中「外務省の所掌に係る海外経済協力」を「前二号に掲げるもののほか、外務省の所掌に係る経済協力」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 経済協力に関する協定に関する事。

五 本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

第十條に次の一項を加える。
2 経済協力部においては、前項第四号から第六号までの事務をつかさどる。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

経済協力事務の遂行を円滑にするため、外務省経済局に経済協力部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○竹内(後)政府委員 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

アジア、中近東、中南米等の諸国の経済的、社会的発展に資するため、これらの諸国に対し、経済上の協力を行うことは、わが国の経済外交の一環として、この数年來、とみに重要性を増しつつあります。外務省におけるこの關係の事務は、従來、アジア局、アメリカ局、欧亜局及び経済局で取り扱われてきたのでありますが、その量の急激な増加に応じて組織を整備し、経済協力に関する事務を総合的かつ能率的に遂行し得るようにするため、この際、経済局に経済協力部を設置し、同

部において關係事務を一括処理することとしたのであります。

なお、経済協力部を設置することは、外務省の権限を拡大するものではなく、また、同部は、他省庁の機構と何ら重複するものでもありません。すなわち、改正法律案には、所掌事務の規定を二項起す形式をとっておりますが、これは、新たな事務を追加するものでもなく、従来の経済局の所掌事務を整理した上、そのうちから経済協力關係事務を引き出して、これを新たな部に移すための措置にすぎないのであります。

以上をもちまして、本法律案の提案理由を終ります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたします。

○櫻内委員長 次に質疑の通告がありますので、順次これを許します。前田正男君。

○前田(正)委員 本日は連合審査で、われわれ内閣委員の方から質問をさせていただきます。最初にお伺いしたいことは、われわれ内閣委員会の方から外務省の設置法と在外公館の名称及び位置を定める法律等も連合して審査していただきたいということをお願いしておいたことですが、在外公館の名称及び位置を定めるというところはやはり役所の機關を設けるものでありますから、当然これは設置法と同じものであると存するのであります。ところがすでに外務委員会では採決をして通されたというのであります。われわれが今

内閣委員会で各省の設置法をやっておりますけれども、各地の役所の支所を設けることとか地方局を設けるとか、そういうものを内閣委員会で設置法として取り扱っておるわけでありまして、当然外務省の政府機關であるところの在外公館というものを設ける法律は、私設置法と同様の取扱いをしなければならぬのではないかと思うのであります。しかし今度はもう採決してしまつたのでありますから、今回は一応その処置を認めることにいたしましたと思つてはおりますが、私はそれに関連して質問いたしたい、こう思つておるのであります。

それで私が外務省の方にお聞きしたいと思つたことは、この外務省の設置法と在外公館の名称及び位置を定める法律を作られたときに、法制局と十分な御連絡をしてお作りになつたと思つておられますけれども、従来こういふふうな一つの法律の改正でもって、在外公館の位置を定める法律とそれからこういふふうな公務員の給与を改正する法律というのを、外務省としてはやっておられたかどうか、そういったことを一つお聞きしたいと思つておられます。

○内田政府委員 ただいまの御質問の趣旨はあれでございますが、戦前はどうかというところからいって、戦後のことではよろしいのでございますか。

○前田(正)委員 そりです。

○内田政府委員 戦後のことでは、外務省設置法の中に在外公館のことは別の法律で定めるとい

ことがめられてございまして、それに基づきまして在外公館の名称及び位置を定める法律というのが別にございまして、従来ともその二本建てでございまして、

○前田(正)委員 従って在外公館の名称を定めるといふものは、外務省設置法の中のまた別の法律であつて、それをカバーしておるものは外務省の設置法の中に入つておるものではないかと思ふのです。従つて、それから在外公館というものの位置が設置法に基いてきておるのではないだろうか、こう思ふのですが、当然これは政府機関であるから、それに基いて今度、今私がお聞きしようと思つておるの、その在外公館の位置を定める法律と、それから在外公館の公務員の給与に関する法律とを改正するに当つて、一つの改正案でもつてこれをしようと思つておる。

二つの法律を一つの改正案でもつてやるといふようなことは、今まであなたの方でおやりになつてきたかどうか、それを一つお聞きしたい。

○内田政府委員 ただいまの御質問でありますが、あれでございまして、一つの法律で二つの法律を改正しておるといふふうに……。

○前田(正)委員 そのです。

○内田政府委員 われわれは二つの別々の法律の改正案を出しておるつもりでございまして。

○前田(正)委員 いや、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案といふのは、第一条では在外公館の名称及び位置を定める法律を改正し、第二条では在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律を改

正する。一つの改正案でもつて改正しておるのではないですか。これは別々の法律で改正しておるのですか。今度の改正法律案の第一条でもつて在外公館の名称及び位置を定める法律を改正し、第二条でもつて在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律を改正しておるのではないですか。一つの改正案でもつて、第一条、第二条でもつて二つの法律を改正しておるのではないですか。

○内田政府委員 在外公館が設置される、それに付随いたしまして当然在勤等をきめなければならぬわけでございますので、その意味で一つの法律でやつておるわけでございます。

○前田(正)委員 そういふことは今までは、それとあなたの方では、さういふやり方でもつておられるのでしょうか、それを一つお聞きしたい。

○内田政府委員 従来ともさういふやり方でもつておる。

○前田(正)委員 法制局はどうか。だけれども来ておりませんか。

○櫻内委員 しばらくお待ちを願います。――それでは前田君の質疑は後刻することにしたしまして……。石山権作君。

○石山委員 私外交問題についてあまり勉強してはなかつたわけですが、こゝろに機会に、自民党の外交政策、特に経済界から出て、経済外交をば一つの旗として、外務大臣を勤めておられる藤山さんのお考え等を聞いておきたいと思つております。

藤山さんが内閣にお入りになるとき、世間ではいろいろなことが言われておりました。名門出の経済人が、何を好んで、常にこゝろをこめておる政界などに足入れをするのだらう、こゝろいろいろ一般の話し合ひだつたと思つておられます。そのとき藤山さんは、何かぞうきんのお話をなさつたようですが、ぞうきんというやつは、われわれ階級からしますと、ハンカチの生地と全然違ふのです。ぞうきんというのは絹であつては、いかぬのです。木綿でなければいかぬ。木綿も、分厚いものを何枚も重ねなければぞうきんの役目になさぬといふこと。それから新しい意味では、あなたも経済人ですから、いふ意味では、ほんとうの意味のぞうきんにするなら、合成繊維でなければいかぬのです。あなたがおやりになつておるところをすつと見てみますと、どうも絹のハンカチがちょっとぬれたくらいで、やはりぞうきんになりかねない点があると思ふのです。しかも、もう少し見方を変えて見るとすれば、あなたのは新しい合成時代の繊維じゃなくて、やはりどうも古い、けなされていたスフ時代の繊維なのです。

水にあつたりほろほろする、伸びる、薄くなる、ほす縮んでしまふ、こんな格好なのです。私、なぜこんな変な言ひ方をしているかと申しますと、一國の外交といふものは、ちよいちよい動いちゃいかぬといふことなのです。特に経済の見通しを立てて、何力年計画という計画のもとで経済をおやりになる外交とすれば、特にそんなに動くものではないのだ。問題は、ただ政治的のみで見れば、これは相手があるからといふわけで、動く可能性はある、これはわかるわけですが、経済になりますと、私はそんなに動いてはならぬと思ふ。ただ最近のあなたの御発表などを見ますと、どうもさうじゃなくして、ぞうきんの素質がなくてぞうきんになりたがつておる。ですからあなた

の経済外交といふのを私たちがから見ると、どうも政治的の考え、その政治的な考え方も太い筋を通した日本の國の大きな外交といふものからでなくして、何かあたりほりからちよいちよいつつかれると、そのたびに動くような格好が見える。これが私が口を悪くして、あなたは生地がほんとうの木綿であるなどと言つておるわけですが、これはあなた自身お感じになつておるわけですか。意識してさうあるべきものだ、藤山外交といふものは動いていって、スフのぞうきんが日本の家風に合ふのだ、よれを取らぬものだ、こゝろいりお考えでやつておるのか。第一にそんなところからお聞きしたいと思ひます。

○藤山山務大臣 私の政界における行動といふものが、果してスフであるか絹であるか、あるいは合成繊維であるかといふことについては、私も必ずしも問題だと思つておるわけですが、自身の性格からいふ点もありませんが、政界に入りました以上、私は反省していかなければならぬ点がたくさんあると思ひます。ただ経済外交と申しますか、外交をやつてみまして、思ひますのは、やはり今お話をさういふ程度長期にわたる計画を持つていかなければならぬ、これは当然なことだと思ひます。従つてわれわれもいろいろな世界のこと、今日非常に動いておる時代でございまして、その動きの状況等を判断しながら、やはり一つの、日本の経済を進展させると

いふ、また相手國の経済を進展させるという形において、どういふ手段方法をとつたらいかといふことを考へて参らなければならぬこと、もちろんだと思ひます。ただ経済は、御承知のように現実の問題として、いろいろな過去からの関連もございまして、従つて必ずしも理想通りに、あるいは一定の方針通りに、その日々の動きを離れてこれをとり行なつていくわけにいかぬ場合が多いのでありまして、さういふ意味において現実に適した方策を、その時々にとつて参らなければならぬと思ひます。従つて、その点だけならぬらぬらといふ、あるいは若干伸びたり縮んだりといふような関係もあり、どうも木綿のような剛直なものではないといふお感じがあるかと思ひます。けれども、私自身必ずしも伸び縮みだけを生命にして外交をやつておるつもりではございまして、やはり一つの大きな線に沿つてやつていく、現実の扱ひ方としてそれに柔軟性を持たしていくのが適當ではないか、総括的にお答えをいたしますれば、こゝろいふに考へております。

○石山委員 今のお話から聞けば、ちゃんと筋を通しているのだ、しかし現実的には柔軟性を持たなければならぬから動いておるのだ、こゝろいふ御答弁だと思つておる。私たちが古い書物から受けた日本の経済学といふものは、経済といふものは政治より上にあるのだ、むしろ政治をあやつつておる傾向があるのだ。それは明治、大正からずっと日本の経済史を見れば、指導的地位を占めた者の背後を見れば、これは気持だけではなくしておのずからうなずかれる実績なんです。あ

て、ぞうきんの素質がなくてぞうきんになりたがつておる。ですからあなたの経済外交といふのを私たちがから見ると、どうも政治的の考え、その政治的な考え方も太い筋を通した日本の國の大きな外交といふものからでなくして、何かあたりほりからちよいちよいつつかれると、そのたびに動くような格好が見える。これが私が口を悪くして、あなたは生地がほんとうの木綿であるなどと言つておるわけですが、これはあなた自身お感じになつておるわけですか。意識してさうあるべきものだ、藤山外交といふものは動いていって、スフのぞうきんが日本の家風に合ふのだ、よれを取らぬものだ、こゝろいりお考えでやつておるのか。第一にそんなところからお聞きしたいと思ひます。

なたがそのような考え方で現実をリドしているというならば、それはある意味では筋が通っている。ただしその意味では、私たちから見れば藤山経済外交に失望を感じるわけなんです。大いに柔軟な作戦をとって、現実的に利益のある外交をとって、現実的というものが、われわれの周辺にいたる働く者の切実な気持なんです。しかしそうではなくして、あなたは、非常に昔ながらの本格的な日本の資本の指導者の一人としてそのバック・ボーンをくずさないというところに、私はさつきから申し上げているようなことを言いたいのです。それでは、あなたがほんとうにぞうきんになって、どんなことがあろうともこの混濁した経済界をよくしてやる、それにしよう。あなたの現実私は非常に高踏的だと思えるのです。あなたは現実的だと思えるけれども、私たちから見ればそれは高踏的なんです。もっと私はよごれてきただきたいと思う。もっと裸になって、この困難な経済の中に飛び込んでやっでいくところに藤山外交の使命があるのではないかと思うのです。たとえば、私たちはあなたの本質は、大体アメリカに協力して日本の経済を建て直していきこうという本質だろうと思っておりますが、それにしてもあなたのカ力が弱くありませんか。アメリカと協力していくなら協力していくだけの方便をもっと持っていないければならないはずなんです。たとえ去年あたりからも盛んに問題になっている

イシャツ、ブラウス、こういうふうな問題を一つ一つ取り上げてみて、決して現実的じゃないじゃありませんか。これはもちろん日本の通産省のお役人たちの指導の考え方もあるのですが、それを遠くアメリカにおいてあなたの信頼される大使初めの方々が一休何を指導し、何を見てアメリカと経済協力をやろうとしておられるのか。これじゃ全然経済協力の格好が出てこないじゃありませんか。出てくるのは防衛分担金の削減、アメリカに対しての藤山外交はそれが第一の任務なんです。沖繩の問題一つ考えても、あなたたちはどうなんですか。あそこには主権があるかないとかいふようなことをおっしゃっている。守る義務がある、防衛の義務がある、そんなことを言っておいて、日本の国土であると信じている沖繩に今行くのの一体ビザはどこからもらうのです。沖繩のビザについては外務省は何の権限もないじゃありませんか。そういう点はどうなんですか。あなたはアメリカとの経済協力を日本の経済の発展の基礎になさろうとお考えのようですが、どういふふうに進んでいるのですか。私たちから見れば、こまかい問題を考えるとさつきより現実的じゃない。あまりに高踏的で、日本の政治をりしろからあやつるためにあなたは外務大臣として内閣に入閣された、そんなふうに見えぬ。昔ながらの古い資本主義の形でおいでになったのかどうか、アメリカとの外交、アメリカとの経済協力等を通じて一つ御説明願いた

に、資本主義社会の中におきまする資

本家の立場で、ずっと今日までの半生を生きてきておられますので、むろん私にはいかぬと思えます。そういう意味において、今お話しのような御批評も出てくるかと思えますが、現実の外交を扱って参ります場合に、われわれとしてはもちろん今日の日本の経済を維持育成して参る上に、あるいは発展させる上において、少くも現在の段階において、アメリカと緊密な経済的な協力をしていくということは必要なことだと思っております。従ってわれわれとしては、むろんアメリカとの経済協力というものを経済外交の一つの大きな太い線として持っております。こと、これまで事実であります。ただいま御指摘のようないろいろな問題にぶつかりましたときに、むろんわれわれとしてはその線に沿って日本の利益を主張し、また日本の利益であると同時に、私はそれがやはりアメリカの利益でもあろうかと思っております。従ってそれらの問題の起りましたときに、問題について十分アメリカの理解を得、単にアメリカの政府の理解ばかりでなく、国民的な理解を得ることに努力して参らなければなりませんし、またそうした問題が起りませんように、おきまして、やはりそうした問題について、平素から、日本の産業構造というものが、アメリカと違つて、単に大資本、大経営でなくて、産業の八〇%以上が中小企業から成り立っている、しかもそれが輸出商品として大きなウエイトを持っているのだというこの問題については、経済外交を推進して参ります上において絶えずわれわれが考えていかなければならぬ点でありますから、そういう意味において、アメリカ側の理解を重視していくだけの努力を絶えず払って参らなければならぬことももちろんであり、今日までも、私どもとしてはできるだけの努力を続けておるつもりであり、また現実の解決の問題として、たとえば燕の洋食器のような場合におきましても、何らかの形である程度協定に達して、四百五十万ダースというような線が打ち出されたわけであり、それけれども、そうした線に基いて現実的にそれらのものを伸ばしていくという方法を講じていくことが実際的だと思っております。従ってそうした問題を処理する場合には、ある程度の妥協等もしなければならぬこととむろんであり、またたとえば現在行われております綿糸布問題の交渉等につきましても、数量の増加と同時に、やはりその内容の増加の問題もございします。従ってこれらの点についてもやっつけて参りませぬければなりません。しかし同時にこの綿糸布の規制の措置について話し合つて、現実的に逐次数量を伸ばしていくというふうな方法をとっていかざるを得ない、またそれがやはり大きな線に沿つての対米外交の線に乗ってくるものかと思つておられます。そういう意味において、現実の問題を取り扱いますときに、いろいろ話し合ひもあつて、あるいはそれによつて、やはり長期にわたつて日本のそれらの産業が伸びていき、また輸出がスムーズにいくなると、あるいはまた参らなければならぬことは、やはり当然なことだと思つて、従つてそういう点については外務省だけでなく、通産行政とあわせて、参りして日本の中小企業が逐次伸びてい

くよりな立場において問題の取り上げ方を考えて参らなければならぬ、こういうふうなことをやっておるわけであり、またその努力がはなはだ、どうも綿のハンカチだから足らぬとおつしやられると、私もあるいはまだ足りないかと思つておられます。方向としてはわれわれはそういうつもりで努力をいたしております。

○石山委員 去年でしたか、船川義介さんがあの問題に關して向うをたずねて、いささかの成果をおさめたというように新聞に伝えられておりました。私ときどき考えるのですが、日本の指導的地位にある経済人、あるいは電力開発の外資導入の場合等、それぞれ指導者の方々がたくさんおいでになる、悪いことではないと思つておられます。藤山さんがおいでになつたときは、一体何をやってこられたのかと思つておられるのです。ダレスさんといふゆる世界的な構想のもとにおける戦略、戦術といふふうなことを話されることも、私はあなたの前として当然だと思つておられる。しかしなぜ現実に行われていないのか。アメリカとの貿易問題をもっと交渉していただけないのですか。なぜそこで情熱を感じてもらえないのか。話によればあなたは総理大臣勉強なさつておられる、世間でいろいろいわれているから、そのことの方を一生懸命勉強なさつておられることはわからぬわけではないのですが、経済人としてのあなたがそんなことだけやっておつたのでは日本の経済がよくならない。戦略、戦術だけでよくならない。自力を養うためにはどういふ方法が必要だとい

に、資本主義社会の中におきまする資

に、資本主義社会の中におきまする資

に、資本主義社会の中におきまする資

に、資本主義社会の中におきまする資

うことをあなたは一番よくおわかりになる。どうもあなたは秀才勉強だけ最近なされておる。どうもきんにならうとしてもなり得ないところがある。あなたはやはりもう一步突き進んで、あなた自身の修養と日本の経済外交というものは同じ格好で熟していくと私は思うのです。そこであなたに勉強してもらいたいと思うのですが、なぜもつと現行的に行われておる問題を——わざわざ東京から高いお金をかけて、その人たちが行けばそれだけまた内地がお留守になる。指導階級の人たちをアメリカへやらなければ問題は解決しない。ダレスさんと会って、その帰りにでももつと親密に大使館の人たちを指導して、ある期間は大丈夫だというくらいにテーマ、指針を与えて、向うの経済人の方々と会って、こういふ努力をあなたにはなさらないじやないですか。あなたにはなさっていないように見えてなりません。もちろんダレスさんと会っていろいろな話をするのがいけないなどとは私は申しませんが、むしろ日本の場合は世界的な戦略、戦術よりも、たくさんの失業者をかかえている日本、いわゆる厚生関係の費用のたくさん必要な人口をたくさんかかえている日本では、もつと有利な経済上の条件が対米協力の中に生まれなければ、あなたの任務は片手落ちだと思っております。そういう意味であなたが私に説明する二、三の事項があまりでございまして教えていただきたいと思っております。

○藤山国務大臣 もちろんアメリカに参りまして、単に世界戦略であるとか世界政治であるとかだけを話しておるわけではございませんので、昨年参りましたときも、経済方面を担当しておりますが二時間ほど話をいたしましたわけでありまして、決して話をなされたわけにいたしておるとは思いません。また御指摘のような私の出身の立場から言いましたも、そうした努力をすべきが当然だと思っております。従つてできる限りワシントン政府におきましてもそのした問題を取り上げて話をいたしております。また国連等に参りましてニューヨークにおきましても、機会がありますればむしろアメリカの実業家方面とも会見して、あるいは会合の席上にも出まして、単に中近東の問題だとかあるいは何とかというふうな政治問題ばかりでなく、日本の最近の経済の状況なりあるいは産業構造なり、そうした問題について懇談をいたす機会がありますれば、できるだけそういうチャンスをつかまえてやっておることに、むしろあります。しかし力の足りないところ、あるいは国連等の總會に出しておりますという機会が非常に少ないことは事実であるかとも思っております。従つて今後ともますますそうしたことをやらなければならぬかと思つております。なお同時にやはりワシントン政府にこれらのことを十分認識してもらふばかりでなく、アメリカは御承知のように民間企業も発達し、民間企業の政治的な関連も相当深いわけでありまして、一般業者方面等との連絡を密にしていくという事は、これまた非常に必要なことだと思つております。おのずから議会開会中には上院等に反映いたしまして、そうして上院が何か関税の問題あるいは輸入禁止制限の問題等を取り上げる機会を作つて参りますので、従つて業者方面の關係においてそれらの問題を平素からやはり話し合ひをするというふうな機会を作つて参らなければならず、われわれとしてもそういう機会を作るようにできるだけ民間の方にお願ひもし、勧誘もし、また便宜もそういう場合には与えなければならぬと考えておるのであります。先ほど御指摘になりました燕市の問題の点なども、やはり燕市の代表者の方が行つていただいたというふうなことが最終的に——必ずしも全部が満足であったとは思いませんけれども、まあ四百五十万ダースというふうなことで一応の理解を得られた点だと思つて、従つて今後やはり御指摘のように、単に大企業の主宰者ばかりでなく中小企業の、現実に日本の輸出貿易を担当しておられるような方々の団体もしくは個人等が行かれる場合に十分便宜をはかり、またその方々が単にワシントンだけでなく各地における生産業者と懇談をする機会を作つていくということも必要だと思つておるので、そういう面についてはなお一そう力を入れて参りたいし、今日までも若干力を入れてきておるつもりでありますけれども、なお今後とも力を入れてやつて参りたい、こう考えております。

○石山委員 アメリカとの経済的な協力という事は、私は何も表面から見れば拒む必要はないと思つて、ただ最近の傾向からしてアメリカとの経済協力ということがゆがめられておると思つて、純粋な経済協力でなくして、そこには軍事的な背景がある、いわゆる従属的關係が打ち出されておる、こういう意見が一方にあるかと思つて、アメリカと日本との経済の立場は、つ

まり一つの敵対的な面が出てきた、それほど日本の経済というものも成長をしつづつあるのだ、今までのように拝みます、頼みますというふうな關係での経済の運行は不可能になりつつある、それだけ日本の経済の實力がついたといふふうなことを言つて、いろいろな、アメリカの関税の問題をいろいろいふ意味で評価している方もあると思つて、われわれがいろいろアメリカとの経済的な關係のうちで常に耳の底にこびりついているのは、MSA協定でございます。それは去年度あたりは日本にどういふような影響になつておるか知りませんが、経済的な援助はおおむねなくなつてきているのではないかと。將來もなくなつていくのではないかと。これはもつぱら軍事的な援助に変わりつつあるのではないかと。アメリカは年度は違いますが、去年度のMSA協定によるところの日本の受けた経済的効果というのは、どんなことでございませうか。

○藤山国務大臣 アメリカにおきましても、むしろこれらの問題についてはいろいろ議論があるわけでありまして、軍事援助よりも経済援助という議論も相当高まつてきております。従つて御指摘のように、軍事的援助の方に重点を置いて、経済的援助が将来少なくなつてくるというふうなことは考えられず、むしろ軍事的援助よりも経済的援助の方が重点になつてくるような關係が、アメリカの現在の傾向からいへばあるのではないかと、今のような見られるのであります。そういうこともわれわれとしては念頭に置いて参らなければならぬわけでありまして、経済的な援助等につきまして、われわれとしてもできるだけやつて参らなければならぬといふことは申すまでもないことでございませう。

○石山委員 昨年度の経済援助の実例は。

○藤(治)政府委員 昨年度におきましてアメリカの日本に対する経済的援助といたしましては、正確な数字はここに持つておりませんが、大体二百五十万ドル程度でございます。そのおもなるものは、御承知の通り、日本の各方面の方々がアメリカに行かれております生産性本部に対する援助でございます。

○石山委員 日本の経済についてはいろいろの見方があると思つて、けれども、ことしの財政投資を見ますと増額されました。それから公共事業費を見ますと、これも莫大な、例年にならぬほどです。これは選挙があるためかどうか知らぬが、そう言われているほど多い。これらが刺激になつてなべ底からはい上る一つの活気を与える要素になるだろうと言われているわけですが、しかし、考え方によれば、これはまたインフレを呼ぶ一つの要素にもなるというふうな判定をされている経済学者もあるわけですが、ですから、日本の財界が少し刺激するとすぐインフレになる。そうしますと、また例の過当競争が始まるのではないかと、過当競争下における貿易——過当競争をあなたが防ぎ得る、大丈夫防げるのだ、そうならば、これは正当な貿易は可能なのでございませう、今のような姿で、普通言われている低米価、低賃金というふうな生活要素が低いわけですね。そういう低い要素の中でインフレを防ぐ、そのことによつてインフレを防ぐのだ。

そうして極端に低いコストで貿易をなさる。時期を見てダンピングをする。これはやはり今までも非難されていましたが、今の経済政策を私見してみますと、これはやはりおとし行われたことと、去年行われたことがまたことしも行われ、来年もそのまま遂行される可能性があるというのを言うことができるのではないか。経済人としてのあなたは、いやそんなことはないのだ、インフレを押え得るのだ、そうしてダンピングなどと言われる非難を避けて通常な貿易に持っていけるのだ、こういふふうなことをあなたは貿易関係国等を見ながら説明できるかどうか、一つお知らせ願いたいと思う。

○藤山國務大臣 御承知のように、戦後の日本経済が著しく復興してきましたことは明らかであります。これは国民のみなさんの努力によつてこそであつて、外国から来た方も驚き、日本人自身も、ある程度この経済の復興がここまできたことを喜んでおると思っています。またそれは日本の経済を非常に堅実にしたと思つて、ただしかし何と申しました、あの廃墟の中から立ち上りました日本経済というものは、なおまだ全体の底が浅いのではないかと。従つて御指摘のように、若干インフレ的な要素を含んで参りますと、加速度にインフレの状態に入つていく。または若干緊縮的な方法をとりますと、予想以上の緊縮状態と申しますか、不況状態に陥つていく。そのこと自体は、やはり経済の根が浅い、あるいは資本蓄積も十分ではありませんし、砂上に楼閣とは申しませんが、やはり地下における基礎工事が完全なところまではまだいっていない。そういう状態

でありますから、神武景氣となればあまい状態になり、緊縮をすれば失業者がすぐふえてくるというふうな傾向に陥りやすいこと、現在の日本の経済の現状だと思つて、従つて、政府がそれらに對して常に細心の注意をして参らなければならぬのだと思つて、貿易を伸ばしたいて参りますことは、要するに物価が安定して、そうして安定的な価格において、むろん製品の品質がよくなるというふうな条件がございますけれども、價格の面だけから申しますれば、やはり上向き傾向の安定的な形が一番望ましい物価の面における影響だと思つて、ただいま御指摘のありましたように、日本が非常に多くの人口をかかえ、多くの失業者を持つておられますので、従つて、過当競争に陥る弊といふものが随所に今日まで見られておられます。絶えずさうした非難を外国からもかつておられます。また一方から言いますれば、安定的な値段で若干ずつ上向きの値段でありましても、それが安定して参りますれば、おのずから安定した需要を喚起し続け、おのずから安定的な相手が増えて参ることができると思つておられます。特に不当な價格の安売りをいたしますことは、当然避けて参らなければならぬのでありまして、最近各国から見えられた方々でも、日本の商品には安過ぎる。もっと高くてもいいのではないかと、むしろもっと高く売つた方が輸出が伸びるのではないかといふことを言われるのでありますが、私どももある程度さう思つて、ことに先進國に對します貿易といふものは、日本の品質が今日のように著しく改善されてきておられますときにはそらだと考へて参りますから、さういふ意味

において國內の産業政策なり財政金融の問題につきましても、やはり恒常的に増進して参るのには細心の注意がなければならぬと思つておられます。

○石山委員 日本インフレが起きやすいといふ一つの傾向とか、あるいは貿易の頭打ちとかいふふうなことは、それぞれかねかへた問題であります。それから生活が低くインフレが起きるといふことほど悲惨なことはないわけです。しかし現実にはこれがしよつちゅう行われておるところに、日本経済の底が浅いなどという点があるのかもしれません。しかし貿易の問題が頭打ちをしてゐるから、ある意味ではダンピングせざるを得ないのではないかと私は思つておられます。さうした場合に、日米経済協力をめよつと疑念を持つわけなんです。あなたをやつていられる、いわゆるアメリカ一辺倒などと私はいって申し上げませんけれども、アメリカの経済協力のみに思つていたさうな考へ方には私は疑念を抱いて、日本の経済が不安定だといふこと、過当競争するといふこと、ダンピングするといふことは、結局買つてくれる相手不足だといふことに帰着すると思つておられます。ところで岸さんがアメリカに行つたとき、いわゆる東南アジア開發なんといふらしい、われわれでさえもあつたと及びぶつかなないやうな言葉ももつて歸つてきたわけですね。それで東南アジア開發などできて、さういふことが非常に大きくだらう、さういふ構想が非常に宣伝されて、岸ブームといふもので一時沸いた時代もありました。そのあとはさつぱりしり切れトンプンになって、われわれは国会にお

も、その後東南アジア開發問題、円積み立ての問題等は、どういふふうに進展しておるか……

○藤山國務大臣 御指摘のように貿易を拡大する上においては、アメリカだけが輸出じゃないのでありまして、こゝに金融財政的に安定しておりまして、ヨーロッパあるいは露州、ニューギニア等の方面、さうした方面にやはり輸出貿易の拡大をはかつていかなければならぬことは当然のことだと思つておられます。同時に他面、東南アジア中近東、アフリカ方面に對する貿易市場の拡大をはかつて参らなければならぬといふことも、これもまた並行的に行なつて参らなければなりません。ただ東南アジアに對して考へてみますると、御承知のように政治的に獨立したあとまだ経済的に獨立を完成いたしておられません。植民地經濟の残滓が残つておりました、いわゆるこれの國が主として第一次産品をもつて國を立て、世界的市場價格の変動によつてその經濟が左右されるといふやうな状況にあるわけでありまして、それでありまして、やはり基本的には、これらの國々が経済的な獨立を完成するやうな經濟建設計画に協力し、その結果として、それらの人々が生活狀態が改善されて、購買力も上つてくることにならなければならないと思つておられます。従つて東南アジアに對する考へ方としては、輸出貿易の促進という面とあわせて經濟協力といふものを考へて参らなければならぬ、それが私どもが今考へておるところでありまして、岸總理が東南アジア開發基金という構想を出されたのも、その考へ方に

のつとつておることです。われわれとしてはさういふ意味で、さうした構想が何らかの形ででき上つていくといふことを待望いたしますけれども、しかしこれらの問題につきましても、単に經濟的事情ばかりでなく、いろいろな問題もございまして、急にはこゝろした問題が進展はいたしておらぬと思つておられます。ただし、世界的にさうした問題が考慮に上つてくることとは、いわゆる第二世界銀行の構想が打ち出されて参りましたか、あるいは連におきまして後進國開發基金といふやうなものも考へられて参りましたか、あるいはIMFの増資といふやうな問題が考へられ、さうしたことで風潮はそこみん考えられて参つておられます。日本はもとよりであります。構想そのまゝの原始的な形が果して適當であるかどうかは今日の時代必ずしも判斷いたしかねると思つておられます。できるだけ、今申し上げましたやうな東南アジアにおける經濟建設、さうして政治的獨立を全うしたその裏づけとしての自主的な經濟が成り立ち得るやうにわれわれは努力していかなければならぬ、それがやはり經濟外交の大きな線になつておられるべきだと思つておられます。またなつておるべきだといふ考へ方で私はやつて参りますつもりであります。

○石山委員 東南アジアの中に中國が入らないやうな御答弁の中身は、あまり當を得たものじゃないと思つて、特に今のような皆さんの考へ方で世界の經濟の中で船をこいでいると、私は難破する危険性があるのじゃないかと思つて

のです。たとえはヨーロッパだつて、六カ国で共同市場を作るとか、経済機構を作るとか、原子力の共同研究をやるとか——もちろんその補助金とか何かで、その国々によって労働人口等私はいろいろ困難があると思うのだけれども、いずれにしても六カ国で共同の立場をとろう、経済力を集中する、こういうふうなブロック的に問題を進められてきているということは現実の姿でしょう。アメリカだつて北アメリカ、南アメリカ、南北のいわゆる経済圏、東欧は東欧の共産圏というふうな考え方、そうしますと残されている部分というものは目に見えてきているわけです。それにもかかわらず——もつとも今ジェット機が飛んで、ミサイルがどうだとかということから、太平洋なんかまるで昔の女が手足を洗うたらしいのような感じで皆さんが見ているかどうか知らぬけれども、あなたはアメリカのみを主眼として問題を論じて、その実際行動としてこまかいことを克服していく能力に欠けているのが現実の政治だとするならば、これはやはり日本は経済的におくれをとつて、どんなに働く人が低賃金で働いてみても、生活水準をうんと引き下げて働いてみても、これは事が知れていると思うのです。いわゆる世界的な大勢にそれたような政治経済のあり方であつては——そういう点ではうちの同僚諸君が常に口を開けば東南アジアの次には中国問題を出すと、あるいは北ベトナムの問題とか、朝鮮の問題等を出しておるのを私は聞いておりますが、私でさえもちょっと並べて見てもそういう感じを受けざるを得ないわけですから、なぜここだけに目にふたをしてい

るのか。風というやつは南からばかり吹くのじゃない、東からばかり吹くのじゃない。夏になれば北風だつてむしろ爽快でしょう。なぜ北風が入ってくる窓をあけないで、片一方だけを閉めているか。さつきからいろいろ聞いているが、そつちばかりあなた御説明なさっているが、北にも西にもわれわれの開拓する余地があるのだぞというところをなぜあなたは触れないのです。そういう点では概嘆にたえないのです。きょうたまたまお葬式があるでしょう。あなたたちの大先輩の鳩山さんは困難を克服して北の窓を開いたじゃありませんか。それを考えたらやつぱり考へるべきところがあつてもいいと思つたのですが、きょうの御答弁を聞いてみても、北の方にはあつても触れて下さらぬというのには、どういふ量見なのですか。北では全然だめなのですか。一つそういう点もあわせてこの際御説明願ひたい。

○藤山國務大臣 ただいまの御質問が、総理の東南アジア開発から出てくるように思つたので、そういう御答弁をしたのであります。ひろく日本を取り巻いておられます周囲、ことにソ連等の経済関係というものは、われわれも考へて参らなければならぬ問題であります。これは事実であります。ただ過去におきますいろいろな経緯もございまして、やはりわれわれはそういう過去いろいろな経緯といふものを全然見失つてしまつたわけにも参らぬ点もございまして、従つておのずからそういう問題について、貿易を再開するにいたしましては時期もあり、方法もあるということでありまして、飛躍的にこの問題を扱ふということはどうかと思つておられます。

○石山委員 方法も時期もあるなん、あなたしょつちゅうおつしやつておるじゃありませんか。もつとも人を相手にするならば方法も時期もありませんか。時期という言葉は、その背後には確信のある方法、時期——時期といつたつてあなた一年待つのも時期です、二年待つのも時期です。方法はいつておる方法があるのだという方法を出してこそ方法もある。来年やるのだというふうな背後がなければならぬ。それをそういうふうな御答弁では国会のまじめな質疑応答にはならぬわけです。實際論からいへば……。それで、中共でさえも去年七百数十億円の破産をやつておるわけですね。あなたの方で一つでサケ、マスなんかもつと取れるのに、途中でデッド・ロックスに乗り上げた格好ですが、これはあなたの人徳のしからしめる結果だと思ふ。努力が足りない私は言ひたい。それも今までの行きがかりがあつて方法、時期——方法、時期という言葉はまことに便利です。しかしそういう上すべりの国会の質疑応答であれば、われわれ何もしないで国民にこういうところがネックになつておるんだと知つてもらう。こういう機会にあなたの方から、われわれみたいに関係に對してしるうとのものに説明すること——われわれ郷里へ歸つて農民を相手に、中小企業者を相手にして説明することによつて、皆さんの努力といふものが理解されるんじゃないやしませんか。そういう点では、やはりあなたのおハンケチはまだ白い。絹なら絹であつても、もつとよごれなければいかぬと思ふのです。なぜあなたに、初め

て質問に立つ私が特にそういうことを言ひかといふと、あなたはまだ政界によごれないフレッシュな感覚でいろいろなことを見ていただいているだろうと思ふから、特に強こういふことを言つておるのです。切実に求めておるものに対して、あなたは一歩乗り出して、自民党の内部の連中を切り捨ててやりなさい。そのくらいの勇気がなければ、この日本の経済なんて立つていかぬじゃありませんか。そういうことを要望しまして、終ります。

○受田委員 簡単率直にお尋ねして、簡単に答へ願ひたい。

あなた、きょうあなたの大先輩であられる鳩山さんの葬儀が午後一時から行われるに當つて、お急ぎだろつと思ひますから、できるだけ時間を切り詰めてお尋ねいたします。鳩山さんは、あの老練であり、かつ、不自由なからだを押し、日ソ国交回復に努力せられて実を結ばれた人です。その日ソ交渉という大きな仕事を果された鳩山さんの跡始末を、岸内閣、そしてあなた個人もやつておられるかどうかという問題です。このことについてまずお尋ねし、おしまいに設置法に關係した大事な問題をお尋ねします。

日ソ国交回復の宣言以後、日ソ交渉は進展しておりますでしょうか。ごく簡単に。

○藤山國務大臣 共同宣言以後特に進展いたしております。

○受田委員 それは岸内閣及びあなたのお意を物語るものであり、鳩山さんの今日の御葬儀に列して、あなたは何とお答へできますか。社会党の協力を得て、自民党の反対分子を押し切つて、議員総会にも諮らないで、あの人

は勇躍ソ連に乗り込まれたのです。アジアに眼を向けられようとしたあの熱情をあなたは引き受けなければならぬ。具体的に進展しておらぬと言われれば、具体的な進展させる問題はたくさんあるわけですね。具体的に一つ例をあげましょう。たとえば、文化協定の問題、向うから日本に返答を求めてきておられる。これに対してあなたはどういう態度を持っておられるか。マクミラン英首相は、わざわざソ連を訪問されて、特にソ連の首脳部と文化交流に對して、実施細目についての具体的な交渉に今乗り出しておられるのです。文化交流などということは、これは手つと早くやる問題ではないのですか。マクミランの熱情にあなたは学ぶ必要はありませんか。鳩山さんの靈にこたえる具体的問題として答へ願ひたい。

○藤山國務大臣 文化協定を締結いたしますことは、私のかねてから申しておるところでありまして、反対いたしておりません。ただいま文化協定を締結的なものとするが、あるいは実質的なものとするかという点で検討をいたしておりますが、最近ほぼそれらの検討が終りましたので、近く交渉は開始されると思ひます。

○受田委員 そういう問題の具体的な可能性をあなたは今予測しておりますか。

○藤山國務大臣 ただいま申し上げましたように、方式について検討をいたしまして、ある程度結論に達してきておられますので、結論に達すれば交渉したい、こう思つております。

○受田委員 その結論に達する、ある程度今可能性を持っている具体的な内容をお示し願ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣 たいま申し上げましたように、従来各国と取り結びましたようなごく総合的な文化協定を取り結ぶか、あるいは若干具体的な実施細目を加えたものにするかという問題になるわけであります。そこらの検討は、やはり各省との関係もございまして、そうした問題について協議もいたして参らなければならぬわけでありまして、若干日時がとおりましたことからはやむを得ないことだと思いますが、結論を得次第そうした問題を取り上げていきたい、こう考えております。

○受田委員 その内容を一つ一つ具体的に示してもらいたい。たとえば、マクミランが考えたような実施細目か、あるいは総合的なものか、どちらで踏み切ろうとされているか。

○藤山國務大臣 この実施細目的な問題については、若干予算との関係も出てくるわけでありまして、あまり大幅に、その方面には踏み切れないと私は思っております。しかし、やはり若干何かそういう形のものをつけ加えることが必要ではないか、こういうふうに考えているわけでありまして、従来、御承知のように、各国と文化協定を作りまして、ほとんど予算措置というものができておりません、総合的な問題で、その点は毎年大蔵省にも交渉をいたしておるわけでありまして、従って、若干そういう考慮は初めからしていく方が適当ではないかというふうに考えているわけでありまして。

○受田委員 大蔵省と交渉して日ソ交渉の前進をはかるなどということは、前後が転倒しているわけですが、せっかくよいチャンスがあるので、国家予算はどのような措置をしてでも、そういう

芽がふきそりな分は一つ一つ成功させるような努力をあなたがなさなければいかぬ。大蔵省と相談してこの大事な日ソ交渉を、一歩前進させようというふうな、仕事をあと回しにするようなことは許されません。この点の信念を伺いたい。

○藤山國務大臣 文化協定を作りますことは、もう初めから申しておるところなものでありまして、今現実に文化協定を作りまして、いかにして文化協定がスムーズに動いていくか、大蔵省と申したのは、従来文化協定をずいぶん作りましたけれども、予算的裏づけがなかなかむずかしい。そういう事情をやはり考慮しながら、しかし、今言ったように、文化協定を作ります以上は、若干でも予算をとるようにならねばならぬ、文化協定を作ります以上は、何れも大蔵省だけの鼻息を伺って協定の内容をどうするといふほどまでには考えておりませんけれども、実際の問題をやりましますときには、そういう考慮も加えていくということをつけ加えて申し上げたのであります。

○受田委員 大蔵省を持ち出されたのが間違いです。大蔵省と相談して日ソ交渉の問題を解決するということは、前後が矛盾する。今日の午後儀儀のある場山さんにお報いする意味から、日ソ交渉の前進に努力しなければならぬ。あなたの熱情を示してもらいたい。あなたは何かの案はあつて場山さんの葬儀に列席されますか。昼食を抜いてあなたの葬儀に列席しました。そうして私は、委員会でもう信念を吐露しましたと報告する決意はないですか。その意味からあなたの決意をお聞きしたいわけですが。

○藤山國務大臣 私は、昼飯は抜き予定になっておりますので、別段昼飯を食べるために早く逃げようとは考えておりません。

○受田委員 私、非常に急いであなたにお尋ねして結論を得たいのでございしますが、アジア外交に重点を置いておられることは、昨年設置法の改正でも置きたいという希望があったことでもわかるわけですが、そういう意味から、日ソ交渉の前進をはかるために、文化交渉以外におあなたが考えているような問題はないか。まず成功させたい次の日ソ国交前進の具体的問題は……

○藤山國務大臣 貿易協定はすでに一昨年から締結いたしました、その運営はスムーズにいたつております。また、日ソ通商航海に関する条約等もやつております。だんだんにやつて参ります。ば——ただいま交渉の途上にあつた航空協定は、日本側の意向をせひとも連絡してもらいたいというふうな考慮も加えていくことをつけ加えておるわけでありまして。

○受田委員 次は、中国の承認の問題ですけれども、これはやはりアジアに眼を向ける大事な外交のとりでだと思ふのです。中国を承認し得ないような大きな原因はどこにあるか、理由はどこにあるかお示し願いたいと思ひます。

○藤山國務大臣 現在の段階におきまして、いろいろ歴史的な過程がございまして、従つて、今直ちに承認するといふわけには参らぬと思ひます。むしろ日本は中華民国と正常な関係を持つておられますし、また国際社会におきましても国連等の関係もございまして、そこいらの関係は今日必ずしも日本が

中共を即時承認するわけにはいかぬというのが、現実の事態であるろう、こう私は考えます。

○受田委員 中国に対しては、英国その他のわれわれと同じ立場に立つ民主主義諸国家も、これを承認しておるのです。従つて蔣介石の方がむしろ日本との戦争をした当時の相手方であつて、新しく戦後に生まれた中共を国家として承認する。しかも形態その他においても堂々たるアジアの大国であるといふときに、何を好んで、これを承認し得ないか、背後にアメリカに対する気がねがあらうかどうか、これを伺いたい。

○藤山國務大臣 特にアメリカに対する気がねといふのはございませぬけれども、しかしやはりアメリカ初め各自由主義国がとつておるいろいろな政策もございまして、そこいらのものは現実の問題としてわれわれ考えて参らなければならぬと思ひます。

○受田委員 アメリカと日本との中国に対する相違点は、アメリカの経済的な関係は、中共に対して国全体の比率からいってあまり大きくない。しかし日本は非常に密接不離だ。人種的に見ても歴史的に見ても、それから距離が非常に接近しておる。そういうふうないきさつから考えたときに、アメリカが承認しないから日本がそれに同調するといふことは筋が通らぬので、日本は独自の立場で中共に対する政策を用意すべきではないですか。その構想について御答弁願いたい。

○藤山國務大臣 むろん極東に對し日本とアメリカの地位といふものが、歴史的にもあるいは地理的にも、あるいは人種的にも違つておることは

事実であります。従つてわれわれが日本の政策を立てます上において、その日本の基礎の上に立つて問題を考へて参りますことは、これは当然だと思ひます。

○受田委員 今社会党の浅沼書記長以下使節団が出ておるわけですが、これでも、国民外交というところでわが党はこの日中国交回復の問題に尽力をしようとしておる。このことについてあなたはどう思ひますか、どう考えておられますか。

○藤山國務大臣 民間の方々があるいは政治でいへば野党の方々が、外国に親善友好のために旅行され、相互の理解を深められるといふこと自体については、私としては何も異議もございませぬし、適当なことだと思ひます。

○受田委員 非常にかつつこうな御意見で、そういうところから経済と政治といふものを分離して、あなたの方ではわが社会党の代表団の訪中を歓迎しておられるというところにおいては敬意を表する次第です。私はこれに關連してあなたにぜひお聞きしておかなければならぬこと、外交の正式のルートといふものについては、自民党内部いろいろな線があるわけですが、河野ライン、岸ライン、藤山ライン。たとえば金公使があなたを抜きにしてしばしば岸総理と会談しておられるといふこと、あなたには御承知でないかと思ひますが、どうでございませぬか。

ども、しばしばかどうかは存じておりません。一國に駐在しておられます大使は、普通の關係においては外交上の折衝がありますれば、外務大臣を通じていたすのが当然であると思ひます。これはどこにおいてもプロトコールの意味から申してもそうだと思います。ただ個人としていろいろ会われることについては、これは別だと考えます。

改定についての一応の構想を発表しておられる。これは河野氏のマ大使会談などと相通するものがあると思つてございませうが、あなたの基本構想である行政協定改定の小規模構想と、河野構想の大規模構想と、そこに食い違ひがあるわけですか。あなたは河野構想に對して、従来の藤山構想と比較して、どういふ感想を持っておられるのか、ちよつと伺いたいと思ひます。

はいたしておりませぬけれども、精神と申しますか、基本的態度としては現在の安保条約の足らざるところを補つていく、こういう形でやつて参りたいと思つております。また行政協定につきましては、われわれとしてはいろいろな研究をいたしておることは事実でありまして、当然外交の衝に当ります者とすれば、一つばかりでなく、二つ三つの考え方をいろいろ検討して参らなければならぬと思ひます。しかし最後に御指摘のありました時期等の問題にも關係いたしますけれども、行政協定を相当改善するためには、時間的余裕が——あるいは相当かかるのではないと思ひます。そういう意味からいへば、ゆるゆるこれをやるのも一つの方法ではないかというのを考へておるのであります。そのこと自体まだ最終的結論には達しておりませぬ。また時期につきましては、私としては外交の折衝の任に當つておる者でありまして、いつでなければいんだということでは、現実的に問題の進展をはかつてはいけませんから、従つて私としては一定の時期までにはせむとも作り上げるといふことで、事務当局も激励をいたしておきますし、また党内その他に意見の調整を必要とするものがあつたれば、それらの時期に合せて調整をしてもらいたいといふことを要求するのには当然のことだと思ひます。そういう意味におきまして、できるだけ早い機会という意味で、四月中ぐらいには一つやり上げたいといふことは、はつきり申しておるわけでありませぬ。

もう一つ、あなたに大事なことが一つある。これは今回の法案改正に伴う大事な問題ですが、公使を大使に昇格させることがたくさん法案に出ているわけですか。ところが現在外交官の中で大使、公使という地位にある者の数は六十六名、これは全部認証官です。全公務員の認証官の総数は百二十三名、その過半数は外務官僚が握つておる。しかもその外務官僚は大使の大部分のポストを握つておる。従つて外務省におれば認証官におおむねなれるという喜びがある。しかしこれは重大な問題が一つあると思ふ。少くとも認証官の地位にある大使に対しては、あなたとしては公平にその地位を獲得させるために民間人をどんどん外交官に採用する、また御自身の御出身の実業界などからもどんどんおとりになられて、そして大使を任命するということになされるべきだと思ふのです。

て参りました大使の数もふえて参りましたから、その中に民間人を入れるという希望は持つております。従つてわれわれとしては、そういう考え方を持つてやつては参つておりますけれども、遺憾ながら民間人の中で適当な人がなかなかございませぬし、ある場合には現在の待遇等を振り捨てて、そして新しくなつてくるというふうな勇氣のある方も非常に少いのであります。また有能な人は現についておる仕事の関係でもって離したくないといふようなこともありまして、そういうことを考へてはおりますけれども、思うにまかせぬ点がたくさんあるのを御了解願ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣 個人として閣僚等の人あるいは社会党の方々が会われますのに、一々外務省が差しとめるというわけには参りませぬし、好ましくない結果が起らないように望んでおるだけあります。ことに直接の外交の折衝については、当然外務大臣を通じてやつていただきます、こゝ思つております。

○受田委員 ことしの初めに河野氏がマ大使と会談してゐる。安保条約改定をめぐる重要な外交政策の話合いをしておられるようであり、これは報道陣によつて明瞭にされてゐるわけですか。こういうことはあなたとしては好ましいことであるとお考えですか。

○藤山國務大臣 党内のいろいろの方もしくは民間の方々が各閣の大使に会われるといふことを一々チェックするわけに参りませぬし、その会談の内容がどういふことであるかといふことまでは承知いたさないであります。そういう意味においては、おそろしくいろいろな意見の交換はいたすかもしれませんが、外交折衝をいたしたことは私は存じておりませぬ。

○藤山國務大臣 詳細のつきましましては事務当局から申し上げませぬし、あるいは東京におります外務大臣の経歴等につきましては、後ほど資料としてお出しをしたいと思います。お説のように私も外交機能を活発にいたすためにはできるだけ有能な人材を起用して参るといふことが必要でありませぬので、ことに最近では独立国がふえ

て参りました大使の数もふえて参りましたから、その中に民間人を入れるという希望は持つております。従つてわれわれとしては、そういう考え方を持つてやつては参つておりますけれども、遺憾ながら民間人の中で適当な人がなかなかございませぬし、ある場合には現在の待遇等を振り捨てて、そして新しくなつてくるというふうな勇氣のある方も非常に少いのであります。また有能な人は現についておる仕事の関係でもって離したくないといふようなこともありまして、そういうことを考へてはおりますけれども、思うにまかせぬ点がたくさんあるのを御了解願ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣 党内のいろいろの方もしくは民間の方々が各閣の大使に会われるといふことを一々チェックするわけに参りませぬし、その会談の内容がどういふことであるかといふことまでは承知いたさないであります。そういう意味においては、おそろしくいろいろな意見の交換はいたすかもしれませんが、外交折衝をいたしたことは私は存じておりませぬ。

○藤山國務大臣 条約の方は、御承知のように私は現在の日米安全保障条約の足らざるところを改正していくといふ建前をとつております。名前の問題は、現在の名前をそのまま使ひますかあるいは新条約にふさわしいものを使ひますか、その点はまだ最終的に決定

○藤山國務大臣 詳細のつきましましては事務当局から申し上げませぬし、あるいは東京におります外務大臣の経歴等につきましては、後ほど資料としてお出しをしたいと思います。お説のように私も外交機能を活発にいたすためにはできるだけ有能な人材を起用して参るといふことが必要でありませぬので、ことに最近では独立国がふえ

て参りました大使の数もふえて参りましたから、その中に民間人を入れるという希望は持つております。従つてわれわれとしては、そういう考え方を持つてやつては参つておりますけれども、遺憾ながら民間人の中で適当な人がなかなかございませぬし、ある場合には現在の待遇等を振り捨てて、そして新しくなつてくるというふうな勇氣のある方も非常に少いのであります。また有能な人は現についておる仕事の関係でもって離したくないといふようなこともありまして、そういうことを考へてはおりますけれども、思うにまかせぬ点がたくさんあるのを御了解願ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣 現在のことになりまして、大使と公使との区別はあまり必要なくなつてくるのじゃないか、ことに新しく独立国になりました各国というものは、ほとんど大使を希望しておられます。公使として残つてゐるのは、最近まで残つてゐたのは、北歐三国のような、むしろ昔からの習慣を持つてゐるところです。おそろしく今後公使といふものは事実上なくなつていくことになるのじゃないか。しかしながら事実上なくなつてい、大使の中にも一等大使、二等大使、三等大使といふ形になることが起るのではないかと考へられますが、しかし名称としては、各国がみな大使を希望しておられます。これは世界的趨勢であ

ります。新しく国を作りましたところはみな大使といふことを言っておりませんので、おそらくみなそりなるのではないかと思っております。

○内田政府委員 先ほどの御質問のことにつきましても補足説明をさせていただきます。大公使で認証官でない者がある者かという割合になっていないかということですが、それは全部認証官であります。

それから現在在外務省の大公使でいわれる外務省出身でない方は、大使で三名、公使で三名の六名であります。

それから在京の外交官の出身のお話でございますが、これは出身別を正確に申し上げるのに十分な自信はございませんが、大体のわれわれの調査では、現在東京におります外交官のうち外務省出身者が四十三名、他省または政治家出身の方が十一名、民間出身が四名、この数字になっております。

○受田委員 今の御発表によると、他国の大公使は大体三分の一以上が民間出身で、外務官僚はその三倍になっていない。日本の場合には十一分の一しか民間出身がない。そこに大きな開きがある。政務次官、あなたが大臣にかわって答弁していただきたいのですが、日本の外交官配置の方針において今重大転換期にきておると思えます。すなわち今藤山さんも民間外交、国民外交といふものを進めることに御賛成下された。そこで藤山さんが外交官出身でないという意味においても、この際大公使の任命に当って人を得たらというお話がありました。藤山さん自身が見つかつたじゃないですか、こうした点から政務次官としては外交官の採

用方針を今後民間人にウェイトを置くかどうかお答え願いたい。

○竹内(俊)政府委員 先ほど外務大臣からお答えいたしました通り、適当な人物があらさなければ門戸を広くし、今受田委員がお述べになったような趣旨で国民外交と申しますか、特に経済外交が日本の外交の一つの大きな条件になってきた今日の事態に即するに、外交全体の陣容を立て直していききたい、こういう考えを持っておることを申し上げたいと思えます。

○受田委員 今経済外交を進める上においても、経済的知識をたくさん持つた外交官を育成する必要があると思つたのですが、一体外交官試験の試験科目のうち経済的知識が含まれていていのですか。もう時代は変わつていまして、外交官も法律一本ではだめです。どうして経済知識といふものを身につけていかなければいけないと思つたのですが、そのところをお答え願いたい。

○竹内(俊)政府委員 キヤリア制度それ自体にも相当批判がありますし、外務省としてもこの制度については検討を要するものと考えております。ただその試験の場合においては、最近はお述べになったように経済を非常に大きな条件として試験をいたしておりますので、経済的知識の豊かな人がほとんど入つてくる傾向には相なつてお

○受田委員 外交官試験の経済的試験科目を一つ言つて下さい。

○内田政府委員 外交官試験の必修科目は六科目ございますが、そのうちの二科目は経済でございます。

○受田委員 あとの科目は……。

○内田政府委員 憲法、国際法、外交史、外国語、一般知識。

○受田委員 その経済の科目は、ただその六科目の六分の一としての採点方式をとるわけですか。

○内田政府委員 その通りでございます。

○受田委員 そこにやはり問題がある。経済については、経済学、経済学史、経済政策、いろいろなものについて相当広範な知識を持つて当る必要がある。そういうような該博な経済知識を持つて外交官に志願するといふ建前をとる必要はないか、御所見を伺いた

○内田政府委員 たいま政務次官もお答えになりましたように、この科目を将来検討する余地はあろうかと思つてますが、従前は選択科目という制度もございまして、場合によりましてその選択科目の中に経済関係のものを相当とる余地はあつたのでございますが、現在ではこの六科目だけに科目が限定されておりますから、経済の占める地位は、数字的に申せば六分の一ということになるわけでございます。しかし、ただいま申し上げましたように、どの科目も相当重要な科目ばかりでございますので、特にこの中で経済だけに多

○受田委員 それは、憲法にしても外交史にしても大事な問題ではありますけれども、しかしながら、外交官の素養といふものは、ただ単に憲法とか外交史とか外国語とか、こういうものに限定されないで、経済の全般について該博な知識を得るといふ意味からい

ならば、経済の単位の比重をさらに一歩前進させるといふ必要がありはしないか。そろしないか、それでなくてさういふ法律一本やりの外交官が外交交渉に当りますから、非常にそこにゆとりがない。外務官僚の外交が今日外交の渋滞を来たしておることはしばしばある。しかも外国へ出て外交官になる方を希望して、国内の外務省に勤めるのをきらつておる。こういう現象なども大事な問題だと思つたのです。それは外務省の本省におるより、在外手当なども出て、外国の見物もできるといふ点もありましようけれども、もう一つは、外務官僚の古い特権を遺憾なく海外に発散できるという喜びもあるわけ

です。むしろそういう外務官僚の海外での喜びを押えて、国民外交の片棒もかつかつて、経済的な交通をはかつていくような外交政策をやらうとするならば、経済的な知識をうんと持つて、そして該博な人間性を発散できるような形の外交官の養成が必要じゃないか。その意味から、実業界から外交官を取り上げるということも非常に大事なことで、政治家から取り上げるということも大事なことだ。そういうものが入りまじつて、相互にみがか合つて外交が推進できると思つたのです。六十六人のうちで法律専門でやつてきた人が六十人もおる、たつた六人しか一般出身者がおらないといふところに、外務省の一つの牙城が形成されておると思つた。これは政治的な立場で、政務次官御見解をお聞かせ願いたいと思つた。

○竹内(俊)政府委員 先ほどお答えいたしました通り、従来の試験制度その他から参りますと、法律出身者が多いことは事実であります。総合官庁とし

ての外務省は、その点を補強する意味もあつて、大蔵省、通産省等から外務省の中に来ていただいた、あるいは書記官、参事官等のポストについて、実際の仕事を協力してやつていられる面もあることは御承知の通りだと思つた。また、法律出身者だから経済知識が非常に希薄だ、こゝろ断定することもどうかと思つたのでありまして、たとえば大蔵省あるいは通産省等におります優秀な経済知識の広い方で、調べてみますると法科出身の方も相当多いのであります。要するに学校で何を学んだかという点も大切ではあります。が、仕事についてからの勉強次第でも、相当にまた知識が広がるのでありますから、研修所その他の方法を通してそれらも満たしていきたい、こういう方針で進んでおりますが、原則としては今お述べになったことも重要な条件として考へておる次第であります。

○受田委員 外務省はええ抜きでない、通産省とか大蔵省などから外務省の参事官などを任命しておる、こういうこととでございまして、外務官僚以外の、今あなたが仰せられたような他の省の役人で大公使になつておる人が何人ほどおられますか、その数をお示し願

○内田政府委員 現在のところ、他省出身で大公使になつておる人はまだないと思つた。――ちよつと訂正させていただきますが、現在ワシントンに公使でおられる鈴木公使は大蔵省出身の方ですが、館長としての大公使になつておる方はまだないと思つた。

○受田委員 政務次官、そういう実態ですから、あなたは大蔵省、運輸省、通産省などからも外務省へ来てもら

ているというけれども、実際は外務官僚しか外交官になっていないのです。が、どうですか。

○竹内(後)政府委員 その点は先ほど来申し上げております通りでありまして、これを将来門戸を広くしてそういう点の調整をはかることが適当であるという原則は持っているものであります。が、何にせよ適当な人物がなければ充填していくことが困難でありますので、その点については努力していきたいと思っております。

○受田委員 大蔵省や通産省、農林省その他の他省にりっぱな外交官候補者がおられることは間違いありません。外務省の出身者だけを責任ある大公使にするということが間違いである。現実にお役人であるならば、どの省からでも外交官をとつてもいいじゃないですか、どの省から大公使を採用してもいいのではないのでしょうか。

○竹内(後)政府委員 ただいまの御議論は、いろいろな面で、簡単にそれだと断定することは困難であろうと思っております。たとえば、他省から来て経済面の担当をしていただいて、外交面で非常にはプラスになっていることがあることは事実であります。一方また、語学の点とかいろいろな長い間の経験とかいろいろな面においては、本来の外交官の方がはるかに優秀であることは断言してよろしいと思っております。そういう点から考えますと、一がいにとつちがどつちと言えないのであります。が、そういう点も加味して、広く柔軟な政策をとつて適当な人物を配していく、こういう点で考えていくべきであろうと思っております。各国の例もまた大体そういうところを歩いているのではないかと考えます。

○受田委員 外国の例は、今も言われた通り四十三人外務官僚出身がおられるのですが、他官庁よりの人と政治家が十一名、実業家が四名、官房長は今ごろ言われたわけですが、そうすると三分の一は一般外務官僚以外の人がなっているのです。日本は十一分の一なんです。それはいかがですか。

○竹内(後)政府委員 私はそういう正確なことはあまり知らないのではありませんが、たとえば私の知っている限りにおいては、外国では、外交官と実業界とが、大公使になる前にも相当交流があるような事実がありますので、全くのしろうとが突然大公使になるという例のことを私は申し上げたのであります。そこを私でいく間に実業界と交流するといふような形式は、日本の官僚制度にはあまりありませんので、そういう点が相当大きい相違かと思っております。

○受田委員 その相違を直さなければならぬ。つまり、外交は外務省にまかせるといふ形に、日本の従来の外交が誤られた大きなゆえんもそこにあるわけです。広く人材を吸収するといふ意味からこれは考え直さなければならぬ。あなた御自身では、外務官僚に圧倒されてこれ以上お答えできないと思っております。藤山さんとよく相談されて、大公使の任命権を持つておられるのですから、あなたは補佐役ですから、他の省にある適材からも、あるいは民間人からもどんどん簡抜して、政治家で適切な人がおればその人も取り上げる、そういうふうにやつてもらいたい。あなた自身も代議士などやめて大使か何かに出られる方がよいかも知れない、そういうふうに清新な気持を外交陣に

みなぎらせなければならぬ。外国と比較して初めて日本の陳腐な古い外務官僚の温存主義が見つかったわけですね。そこで私はいま一つ、今度の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正の問題にも触れてみたいのであります。この給与に関する法律の中にも在勤俸の改正が出ています。なかなかこまかに出ています。この法案の中に「在勤俸」といふ「俸」といふ言葉がある。これは一般職の給与、特別職の給与と、俸と名称がつくのは、基本給、俸給に相当する。そのほかのものは手当になっている。外務省の在勤俸という俸給は、これは本俸、すなわち基本給の一部分かどうか、お答え願いたいのです。

○内田政府委員 この前の国会におきまして、受田委員と私の前任者でありました田村官房長との間に、その間の問題について質疑応答があったことを承知いたしました。私も私どもも在勤俸といふのはただいま御指摘のように、本俸があつて、それ以外の別のものであるから、これは手当ではないかといふ一つの論理は、決してわからぬわけではございません。しかし私どもももちろん手当の要素を在勤俸といふものが非常に持つておるといふことを否定するつもりはございませんけれども、やはり私どもの概念をいたしましては、在勤俸といふのは、在外に勤務しておるといふことに對して基本的な俸給的な要素を持つておるといふふうに感じておられます。たとえば将来、これは現在にございませぬが、将来熱帯地手当とか寒冷地手当という制度ができますれば、それはまさに手当といふものにふさわしいものであると思つておられます。

現在に在勤俸は、手動的なものもあると同時に、在外に外交官として勤務するその本質に付着したところのやはり基本的な俸給ではないか、こういう要素が多分にあるのではないかと、いふふうにわれわれは感じておられます。

○受田委員 一般公務員には、勤務する場所によつてつける勤務地手当といふものがある、これは手当です。たとえば東京のような都市に住む者、福岡といふ地方の大きな都市に住む者、そういうものに対して勤務地によつて、その勤務地相当の生活をするための手当制度がある。これと今の在勤俸とどう違ひますか。

○内田政府委員 われわれはまさにその点において多少違ひがあるのではないかと感じておられます。日本の内地におきまして、ある地域によつて、あるいは特殊の手当がつくといふのは、これはまさに手当であらうと思つておられます。外交官として在外に勤務いたします場合に、むしろその具体的な家庭の状況その他によつていろいろの差がございしますが、依然として、何と申しますか、家庭の本拠は内地にあるといふ場合も少なくないと思つておられます。海外に在勤いたしましたことから必然的にくる種の基本的な給与といふものを考えなければならぬのであります。それが在勤俸ではないか、こういうふうに考えておられるわけでありませぬ。

○内田政府委員 いや、手当という要素がないとは私は申し上げておりませんが、しかしたとえば基本的なものであるといふことがやはり重大なことではないか、妻がおりますれば、妻加俸といふそれに付随したさらに何もものがつく、その基本になる俸給的なものとして在勤俸といふのは考へるべきではないかといふふうに申し上げておるつもりでございます。

○受田委員 これは在勤俸の加俸、こういうところに外務省の今の独特なセクシヨナリズムが働いているのです。これは見のがすことのできない、外務官僚の作られた工作であると思つておられます。これは非常に問題があるので、お説の通り俸給の一部と見ることができない、従つてこれは手当といふことはお説の通りであるとはつきり言われた、これについて適当な機会に何とかしたいと言われたわけです。あなたと見解が違つたわけです。これはどうでしょうか。

○内田政府委員 昨年の質疑応答に基きまして、われわれは内部でも非常に議論をいたしまして検討したわけでございます。それから大蔵省とかあるいは法制局等とも十分相談いたしました結果、ただいま申し上げましたように、当時田村官房長が申しましたところを決してそう否定するつもりはないのでございまして、手動的な要素も非常に多いといふことは持つておられます。が、しかし普通に考えられる手当とはまた違う要素を持つておられるのではないかと、そういう考え方でただいま御答弁申し上げておるつもりでございます。

○受田委員 もう一度伺いますが、普通の手当と違つた要素といふこと、これ

は重大なことなんです。大公使はそれ
ぞれ本俸は国内でもらってある。その
俸給と同じような要素を持ったものが
外国に勤務する者にはある、こういう
ことは論理的に見て納得できないと私
は思うのです。国内で大使、公使の俸
給をいだけて、海外でもまた勤務の
俸給を別に基本給に応じたものを出す
というこの見方は、私には納得できな
いので、もう一度あなたの基本給の性
格を持つという点を論理的に御説明願
いたいのです。

○内田政府委員 それは結局外交官と
して海外に勤務するという特殊の地位
からくる一つの基本的な給与ではない
か、こういう意味で申し上げておるわ
けでございませう。

○受田委員 海外に勤務することによ
る特殊な任務、それはどういふこと
でございませうか。

○内田政府委員 外交官として、衣食
住はもちろんでございませうが、体面
あるいはその任務の遂行上必要な給
与、こういう考え方でございませう。

ただし、先ほど来申し上げておるま
すように、手当的な考え方がこの中に
入っているのではないかと、このことを
全然否定しておるつもりはございませ
んから、その点は御了承いただきたい
と思ひます。

○受田委員 どちらにウエイトが置か
れるんですか。つまり俸給の要素が基
本で、それに手当の性格も多少含まれ
ておる、こゝろ見るわけですが。

○内田政府委員 われわれの検討いた
しました結果は、大体そういう考え
方でございませう。

○受田委員 そうしますと、外務省だ
けがそういう特権を確保しておられる

わけですが、これは一般の給与政策上
考えなければならぬ問題が起きてき
た。外国に勤務する者には、俸給と同
じ性格を持つ給与が出る、こういうこ
とになる。国内であれば、それはでき
ない。こういう原則論が確立するわけ
ですが、さういふ心得てよろしゅうござ
いませうか。

○内田政府委員 ちょっと私たたいま
の質問の趣旨がよく理解いたしかねま
すが、要するに、海外において外交官
として勤務するその事実に着した基
本的な給与という概念が、在勤俸の中
にあるのではないかと、こゝろに考え
るわけにございませう。

○受田委員 国内において特殊勤務を
担当する人々に対する手当が出たり、
あるいは勤務地によって手当が出たり
する者には、さういふものがない、か
よりにあなたはお考えですか。

○内田政府委員 それが特殊な場合
に、いわゆる手当として出されるので
はないかと思ひます。

○受田委員 特殊の勤務をする職種が
ありますね。さういふ職種に対して特
殊勤務手当がついておる。それは俸給
の要素が全然ない、手当でいいという
あなたの解釈。ただ外国に勤務してい
るがゆえに、あなたがおっしゃった外
交官としての品位を保つためにという
ようなことは私はどうも納得できな
い。外交官は国内においても大使、公
使の任を持つておる。それは外交官と
しての品位を保つ必要はないのか。国
内においてアメリカの大使と向うに
行つておつた大使が戻つて打ち合せを
するやうな場合がある。さういふ場合
に国内では大公使は外交官としての品
位を保つ必要はないかということが起

るわけですが、これはどうですか。外
国に勤務するということとそれを俸
給と認める、国内であれば認めない。
つまり地域が国外である場合にだけ起
る問題で、そのほかには起り得ない問
題だ、かよりにあなたは見解を持って
おられるわけですか。

○内田政府委員 私俸給を専門的に研
究したわけはございませぬので、た
だいまの国内のいろいろなものとの比
較でどう考へるかというふうに御質問
を受けましても、それに対して自信を
持つてお答えする勇氣がないのでござ
いませうが、ただいま繰り返し申し上げ
ておりますように、これは外交官とい
うものの日本だけの問題ではないと私
は思つてございませう。大体外国に
おいて外交官としてやつて参る以上
は、一つのある特殊な地位を國際的に
も認められておられます、それ相應
の、それに付随と申しますか、それと
密着した形においての体面維持、体面
維持とか品位とかいふと、はなはだ古
い表現のようですが、一応外交官とい
うものがこゝろあるべきだといふ一つの
概念からくる俸給給与といふものが
あつてしかるべきではないか。またさ
ういふ考え方で大体一つの國際的な通
念も出ておるのじゃないか。たとえは
今われわれがきめておられます在勤俸と
いふものを世界の各國の例と比べまし
て——これは非常に比較がむずかしい
のでございませう、因によりまして住
宅手当とかいろいろの形を制度をとつ
ておる国もありますから、正確な意味
の比較といふものは非常に困難でござ
いませうが、大体中くらいの給与とい
ふことになつておられます。さういふこ
とから見まして、やはり外交官というも

のが外国で働いておる場合の國際的な
相場と申しますか、さういふものを観
念して私どもはやはり外交官に密着し
た一つの給与といふふうに考へてい
るのではないかと、さういふふうに考へ
ておるわけでありませう。

○受田委員 国内でありましたら、そ
うした品位を保つためとか、あるいは
管理監督の地位にある人々のために管
理手当といふものがある。これは品
位を保持するといふ要素も入つてい
るわけですか。さういふやうな手当で
本俸以外に別に出しておる。それは国
外であれば、さういふ要素の分は手当
として考へて在勤手当といふふうに
考へて、大公使、外交官としての俸給と、
それから俸給以外の手当といふものを
はつきり區別してもあなたの方として
は決してそのために外交上の威信が落
ちるといふわけはないと思ひます。

○内田政府委員 それは名称を変える
だけで、別に実質的には差しつかえ
は——私は変えるだけのことならば、
それがいかぬといふことを申すつもり
はございませぬ。しかし実質が同じで
あるものをことさらに法律改正をして
在勤手当となおさなければならぬとも
考へておらぬわけにございませう。

○受田委員 これは外務省がさうい
う見解で、田村さんがせつかく考へて、
これでやらなければいかぬと言われた
のが、今さういふふうに戻つて固
執されることであるならば、これはま
た別の機会に意見の開陳をしてやつて
いかなければならぬし、そしてあなた
の前任者はその点について、これはさ
ういふん考へなければならぬ問題だとい
ふことで適切な措置をこゝろにお約束さ

れておるのだが、それもできておらぬ
ということになると、国会に対する御
発言がそのときどきによつて違ふ。
この前はそれは必要ないのだとおつ
ちやつておられないですから、これは
けつこうだといふことではないのですか
ら、これはいたずらに時間をかけませ
う。これはおきませうが、その意味でも
一つこれを解剖して各國の金額が出て
おるのですが、これに対する基準を、
あなたの方で外務省令で出されたもの
があると思ひます。為替相場等によ
つて、いろいろな状況によつて出さ
れた外務省令があるはずで、外務人
事審議会等できめられた基準をちよつ
と見せてくれませぬか。

○内田政府委員 法律でございませ
う。

○受田委員 法律でできた方ではなく
て、各國のそれぞれの為替相場、その
土地の物価等を基準にしたものがあり
ましたでせう。あれを一ついだけ
たい。

今回の改正案の中の二段目に、イ
ラク、レバノン、ポルトガルと並んで追
加されておるわけですが、これは大
使、公使いずれの基準でございませ
うか、お答え願ひたい。

○内田政府委員 大使、公使の名前の
変化によりまして在勤俸は変らないと
いふ考え方でございませう。従来通り
でございませう。

がございまして、この地域差の基礎は
変らないわけでございます。

○受田委員 私は今法律案の「別表大
使館の項中ニュー・ジブラント」の次
に掲げてある第二段を示しておるわけ
です。

○吉田(健三)政府委員 私からお答え
いたします。在勤俸の方は、大使とい
うのは認証官で、公使も認証官でござ
います。従いまして、大使になられた方
は、その地域につきましては同じ在勤
俸であります。それから大使館に、特
別の交渉をしたりするために補佐をす
る公使がやはり認証官として配置され
ることもあります。その場合には、公
使の在勤俸をもらうわけでありませ
ん。これも一本でございまして、大使
と公使それぞれの認証官には、先ほど
から問題になっております本俸でござ
います。これは一俸俸からずつとわ
かれておりました。その勤務年数と
か、経験、学識に応じて本俸は区
別されております。

○受田委員 そうすると大使には段
階もあるわけなんですか、それによつ
て基準が違ってくるわけですか。この
表は大使としての一率の段階でやると
見てもいいわけですね。

○吉田(健三)政府委員 その通りで
ございませぬ。

○受田委員 その土地の在勤俸をどう
きめるかの地域差の表ですが、これは
あなたの方としては、非常に精密な基
礎に立っておると思ふのですけれど
も、その基礎になつてゐる各国の物価
指数とか、あるいは為替レートとかの
総合的な表はないわけですか。
○吉田(健三)政府委員 この在勤俸の
基準をきめて参りますときには、まず

国連の統計で、国連が各国にいろい
ろな機關を出しておりますが、その俸給
表があるわけでございますが、各国の
物価表等が出ております。そういうも
のも勘案し、それからアメリカその他
の大きな国の、各国に長い間の経験で
出した比率がございまして、そういう
数字を勘案いたしましてきめておる
次第でございませぬ。

○受田委員 私がここで指摘したいこ
とは、外務省におつたのでは大した利
益が上らぬが、外国へ行くに相当する
か、すなわち在勤俸が出て、こ
れは本人にちゃんと割り当ててある金
であるから、適当に節約をして、外交
官としての品位を保つことを十分やら
ないで、けちな外交官などが相当させ
ないで、こういうことなんですか。そ
のためには外交官の品位を始終傷つて
おる。つまり手えられた、特にアメリ
カなら一万八千ドルというより手当
を半分もごつとポケットに入れた
戻つてこようとするわけですね。これ
あなた方が勤務評定をされるのに、外
国では評判になつておるわけですか。
われわれ外国を旅行したときに、どう
も評判がよくないのはけちな外交官で
す。これは適当に節約しようとするば
いできるものでないか。御答弁願いま
す。

○内田政府委員 これは多数出ており
ます者の中に、そういう人が絶無であ
るというのを申し上げる自信はござ
いませぬが、しかし、ただいま受田委
員もおっしゃいますように、そういう
けちな態度をしておられますれば、自然
にいろいろな評判にもなりますし、東京
にも聞えて参りますので、そういう方

から判断いたしますと、その数が多い
という事はないのではないかと。例外
的にそういう人もおられるかもしれませ
ぬが、しかし、それは勤務評定という言
葉が正しいかどうか存じませんが、や
はり自然にその人の将来にも関係して
参るといふことではないかと存じま
す。

○受田委員 その評判の聞えるのを
待つて処断されるのとなかなかむずか
しいことだし、これをどういふふう
に使用しているかを一々監視するわけに
いかない。相当多額の、本俸の何倍か
金になつてくるわけですから、外務省
のお役人が外国勤務になると非常に喜
ぶのは、この在勤俸の差し繰り、へそ
くりを作るのだというところにもあ
ります。つまり外務省の本省におれば貧乏
しておるが、外国へ行けば穴埋めがで
きるのだという評判は、社会通念に
なつて世に多く知られておるわけ
です。これをあなた方として払拭するた
めには、在勤俸の取扱いをよほど慎
重にしなければならぬ。また本人の勤
務評定を常に厳重にしていたたかなけ
ればいかぬと思ふのです。外交官の勤
務評定は外務本省でなされておると思
いますが、どういふ形でしておられま
すか。

○竹内(俊)政府委員 一般館員の勤務
評定は、もちろん公館長の責任におい
てそれぞれの形式によつてやつてお
るわけですが、今お尋ねになつた
件は、おそらく公館長級のことだろ
うと思ひます。それは結局大臣、次官等
のところから総合的に判断するといふ方
法で、勤務評定と申しますか、人物、
能率全体を見ようといふことをやつて
おる次第であります。今お尋ねのあつ

た、たとえばそういう在勤俸を、やは
り品位を保つために、適当に使わな
いこと、あるいは、適当に使用しない
で、へそくりを持つてくるというよう
なことがあるとすれば、そういうこと
は今官房長が申し上げました通り、本人
の将来に及ぼす影響するところもあ
るんあるのであります。だれがどの
くらい一生へそくりを持つてきたか
という調査は、なかなか困難だと思ひ
ます。そういうことはおのずから出てき
てわかる問題だと思ひます。

○受田委員 一時になりますからこれ
で質問を終わりますが、外務省の在外公
館にいる勤務者、従業員に対しては、
よほど監視を厳重にされないと、地域
の居留民などからも非難を受けること
になる。その点については、館員の勤
務評定は、もちろん在外公館長がや
つておられる。そういうものについて適
当に調べてみる。それなどもあつた
わけですか。そして人数が少いから、そ
でござる。そして悪いことをしよう
とすれば、やはりできるわけなんです。
公館長ははさんで、みんなで少し節約
してけちになつて、少しへそくりを
持つて帰ろうじやないかと相談すれば
できるわけなんです。事実われわれ
は、公館の中にそういうものはないか
という疑いを持たれたようなことも時
折何つておるわけですか。

もう一つは、そういう在外公館の中
に派閥があつて、館長とそうでない
者との間に相剋が起つておる、こ
ういふようなこともあなた方は聞いてお
るかどうですか。在外公館の勤務公務員に
対する監視、監督は、一般の者を含めて
総合的にやつておるかどうか、これを
一つ伺ひたい。

○竹内(俊)政府委員 一般館員に
対しては、公館長の責任においてや
つておることではあります。また館
全体がそういうことを申し合せた
りいふことを申し合せたというこ
とをやるとはわれわれ毛頭考へてい
ないのであります。それはその人た
ちの人格を信頼して、特に外国に駐
在する場合には、相当人を選んでお
りますから、そういうことはいない
と確信をしております。またさうい
つたあつかひの問題等を、それだけ
に限りませんが、公館全体の能率、
あるいはやり方については、特別に
査察使を派遣して調査をするとい
う方法もつておられます。十分と
申しますが、できるだけの努力をし
て、それらの状態を把握すべくや
つておられますことは事実でありま
す。

○受田委員 終ります。

○櫻内委員長 本日は、これにて散
会いたします。
午後零時五十七分散会